毎週火・金曜日定例発行

千葉県報

定　例
令和7年6月20日

主　要　目　次

告　示
○ 令和七年千葉県告示第二百九十三号の一部を改正する告示　一
○ 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））の採捕の停止をする場合に該当しなくなったと認める旨の告示　一
○ 道路区域の変更　一
○ 地方自治法に基づく公金事務の委託　二
選挙管理委員会告示
○ 公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示　二
公　告
○ 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出　三
○ 土地改良区役員の退任　三
○ 土地改良区役員の退任及び就任（二件）　三
○ 土地改良区役員の就任　四
○ 農地を利用する権利の設定に関する裁定　四
○ 特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧　五
○ 都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧　五
○ 令和七年木造建築士試験の学科の試験に係る試験場所の変更　五
特定調達公告
○ 入札公告（二件）　五

告　示

千葉県告示第三百五十七号

令和七年千葉県告示第二百九十三号（知事管理漁獲可能量）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一１中「八一・五トン」を「一〇三・八トン」に改め、一２の表一の項中「五・五トン」を「七・一トン」に改め、同表三の項中「九・九トン」を「一二・七トン」に改め、同表四の項中「〇・六トン」を「〇・八トン」に改め、同表五の項中「九・六トン」を「一二・五トン」に改め、同表七の項中「一〇・三トン」を「一三・一トン」に改め、同表八の項中「九・七トン」を「一二・五トン」に改め、同表九の項中「四・九トン」を「六・五トン」に改め、同表十一の項中「三・九トン」を「四・九トン」に改め、同表十二の項中「五・八トン」を「七・四トン」に改め、同表十三の項中「一七・八トン」を「二二・八トン」に改める。

二１中「七八・六トン」を「八七・四トン」に改め、二２の表一の項中「三二・八トン」を「三六・七トン」に改め、同表二の項中「五・六トン」を「六・二トン」に改め、同表三の項中「八・〇トン」を「八・九トン」に改め、同表四の項中「二二・一トン」を「二四・八トン」に改め、同表五の項中「六・一トン」を「六・八トン」に改める。

千葉県告示第三百五十八号

特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則（令和二年千葉県規則第六十九号）第三条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第一項の規定により定めた千葉県資源管理方針に基づく千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の総量が、令和七年千葉県告示第三百号により告示した同法第三十三条第二項第一号に掲げる場合に該当しなくなったと認める。

千葉県告示第三百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び長生土木事務所において、令和七年六月二十日から三週間、縦覧に供する。

令和七年六月二十日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一　道路の種類　県道
二　路線名　茂原環状線
三　変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区　間	変更の前後別	敷地の幅員	延　長
茂原市小林字作ノ﨑一、〇七四番一地先から字宿ノ下一、二九三番	前	一五・〇七メートルから一九・〇三メートルまで	八九・四五メートル
	後	一七・一六メートルから一九・七七メートル	八九・四五メートル

千葉県告示第三百六十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり委託した。

令和七年六月二十日

千葉県知事　熊谷俊人

一地先まで	まで
――	

指定公金事務取扱者の名称	指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等	指定をした日	委託をした日
公益財団法人千葉県交通安全協会	千葉市美浜区浜田二丁目一番地	千葉運転免許センター及び流山運転免許センター並びに各警察署（成田国際空港警察署を除く。）の庁舎、各幹部交番の庁舎及び印西警察署白井分庁舎において徴収する千葉県警察の事務に係る手数料（パーキング・チケット発給手数料を除く。）並びに行政文書及び個人情報の開示並びに情報の提供に係る費用	令和七年三月二十七日	令和七年四月一日

選挙管理委員会告示

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年六月二十日

千葉県選挙管理委員会委員長　菊地秀樹

千葉県選挙管理委員会告示第二十九号

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示

公職選挙法令施行規程（昭和四十年千葉県選挙管理委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「介護老人保健施設ゆうあい苑」を「医療法人社団有相会タムス介護医療院花見川」に改め、同表医療法人徳洲会館山病院の項の次に次のように加える。

医療法人徳洲会介護老人保健施設たてやま	館山市北条字段所五二〇番地一

別表第一医療法人社団双和会介護老人保健施設エクセレントケア志津の項を次のように改める。

医療法人社団寿光会介護老人保健施設エスポワール佐倉	佐倉市上志津一、三一六番地一

別表第二医療法人社団寿光会介護付有料老人ホームエクセルシオール稲毛海岸の項の次に次のように加える。

三井不動産レジデンシャルウェルネス株式会社パークウェルステイト幕張ベイパーク	千葉市美浜区若葉三丁目一番地二三

別表第二養護老人ホームいこい荘の項を削り、同表中「特別養護老人ホーム三山園」を「社会福祉法人千歳会特別養護老人ホーム三山園」に改め、同表ＳＯＭＰＯケア株式会社そんぽの家Ｓ五香南の項の次に次のように加える。

ベストリハ株式会社ベストリハナーシングホーム松戸東	松戸市金ケ作二三五番地の六

別表第二特別養護老人ホーム第二長生共楽園ひめはるの項の次に次のように加える。

社会福祉法人兼愛会地域密着型特別養護老人ホームしょうじゅの里茂原	茂原市高師一九三番地一
社会福祉法人兼愛会ケアハウスしょうじゅの里茂原	茂原市高師一九三番地一

別表第二中

社会福祉法人さくら会特別養護老人ホーム勝浦総野園	勝浦市蟹田八八番地

を

社会福祉法人さくら会特別養護老人ホームオーシャンビュー勝浦（従来型）	勝浦市部原一、九三〇番地三
社会福祉法人さくら会特別養護老人ホームオーシャンビュー勝浦	勝浦市部原一、九三〇番地三

に改め、同表株式会社さわやか倶楽部介護付有料老人ホームさわやかあびこ館の項の次に

次のように加える。

社会福祉法人皐仁会特別養護老人ホームけやきの里あやめ館（従来型）	我孫子市青山四一五
社会福祉法人皐仁会特別養護老人ホームけやきの里あやめ館（ユニット型）	我孫子市青山四一五
別表第二特別養護老人ホーム南小町（ユニット型）の項の次に次のように加える。	
三井不動産レジデンシャルウェルネス株式会社パークウェルステイト鴨川	鴨川市浜荻一、〇〇二番地

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

公　告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和七年六月二十日から十月二十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年六月二十日から十月二十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年六月二十日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一　届出の概要

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田君津店

君津市外箕輪三丁目七番地六ほか

2　大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ジョイフル本田　代表取締役　平山育夫

茨城県土浦市富士崎一丁目一六番二号

3　変更前の荷さばき施設の位置及び面積

七四六平方メートル

4　変更後の荷さばき施設の位置及び面積

七九四平方メートル

5　変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

6　変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から翌午前六時まで

7　変更年月日

令和八年一月十五日

二　届出年月日

令和七年五月十四日

三　縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び君津市経済環境部経済振興課

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、市原市西部土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。

令和七年六月二十日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

退任理事

市原市今富七九四番地　鶴　岡　紹　作

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、市原市寺谷土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。

令和七年六月二十日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一　退任理事

市原市寺谷三四六番地　伊　藤　慶　一

〃　七三二番地　大　鐘　豊

〃　四〇七番地　谷　仁　博　一

〃　二七九番地二　岩　見　泰　洋

〃　五二番地　髙　山　哲　夫

〃　栢橋九五〇番地　鈴　木　功

〃　八八四番地　関　根　雅　宏

〃　国分寺台中央五丁目九番地一三　露　﨑　弘　之

二　退任監事

市原市寺谷二八八番地三　小　籏　健　一

〃　三三一番地　串　田　工

〃　栢橋九二六番地　鈴　木　利　和

〃　寺谷四二七番地四　滑　川　勝　壽

三　就任理事

市原市寺谷三四六番地　伊　藤　慶　一

〃　七三二番地　大鐘　豊
〃　四〇七番地　谷仁　啓介
〃　二七九番地二　岩見　泰洋
〃　五二番地　髙山　哲夫
〃　栢橋九五三番地　染谷　俊一
〃　八八四番地　関根　雅宏
〃　南岩崎三二四番地　赤石　和禧

四　就任監事
市原市寺谷四〇八番地　小籏　秀樹
〃　三三一番地　串田　工
〃　栢橋九二六番地　鈴木　利和
〃　寺谷七三三番地一　関　俊郎

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、白浜町白浜中央土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。

令和七年六月二十日

千葉県知事　熊谷　俊人

一　退任理事
南房総市白浜町白浜二、九〇一番地　宇山　久男
〃　二、一七九番地　行方　金次
〃　四、九八一番地　竜崎　勇夫
〃　三、八五四番地　髙木　文久
〃　三、一二八番地　加藤　英司
〃　二、九九七番地　古谷　一雄
〃　二、一六〇番地　佐野　正人
〃　五四二番地　加瀬　保昭
〃　四五八番地　早川　利一
〃　一、〇〇八番地　星野　剛
〃　八九〇番地　小滝　春男
〃　白浜町滝口七、二五六番地　小原　友治

二　退任監事
南房総市白浜町白浜四三一番地　山口　峰夫
〃　一五、〇〇六番地　髙木　豊
〃　白浜町乙浜三三二番地　松井　梅太郎

三　就任理事
南房総市白浜町白浜二、九〇一番地　宇山　久男
〃　四、九八一番地　竜崎　勇夫
〃　三、八五四番地　髙木　文久
〃　二、九九七番地　古谷　一雄
〃　四五八番地　早川　利一
〃　八九〇番地　小滝　春男
〃　五、八四一番地一　渕辺　悦治
〃　四、〇七五番地　髙木　正人
〃　四、〇三四番地　押元　富夫
〃　四八四番地二　加瀬　晴香
〃　白浜町乙浜三五五番地　早川　成子
〃　白浜町白浜二、一三七番地　長谷川　みつ子

四　就任監事
南房総市白浜町白浜四三一番地　山口　峰夫
〃　一五、〇〇六番地　髙木　豊
〃　白浜町乙浜三三二番地　松井　梅太郎

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、鴨川市主基土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があった。

令和七年六月二十日

千葉県知事　熊谷　俊人

就任理事
鴨川市北小町一、七六二番地　石井　謙一

農地を利用する権利の設定に関する裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地中間管理機構に農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和七年六月二十日

千葉県知事　熊谷　俊人

一　利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目	面積
横芝光町母子字菱木	八二番二	田	五〇二平方メートル
〃	八二番三	〃	七二平方メートル

〃	八三番	〃	一、〇二一平方メートル
横芝光町母子字浅間下	二三五番一	〃	九二二平方メートル
〃	二三六番	〃	一、〇二一平方メートル
横芝光町宮川字瓜暮	一二、〇一九番一	〃	二、八二六平方メートル

二　利用権の内容、始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
田	令和七年八月三十一日	十年	二一〇、九〇〇円

三　補償金の支払の方法
利用権の始期までに千葉地方法務局匝瑳支局に補償金を供託する。

四　裁定に係る農地の所有者等に係る情報
登記名義人が死亡した後、その所有者等を確知することができない。

特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第四項の規定により、富津地区特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

令和七年六月二十日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一　縦覧に供する書類の名称
富津地区特定漁港漁場整備事業計画の案

二　縦覧期間
令和七年六月二十日から七月十日まで

三　縦覧場所
千葉県農林水産部水産局漁港課及び南部漁港事務所並びに富津市役所

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和七年六月二十日白井市の変更に係る印西都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

令和七年六月二十日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

令和七年木造建築士試験の学科の試験に係る試験場所の変更

令和七年三月四日付け千葉県公告（令和七年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施）で公告した木造建築士試験の学科の試験に係る試験場所について、次のとおり変更する。

令和七年六月二十日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一　変更前の試験場所
習志野市津田沼二丁目一七番一号　千葉工業大学津田沼キャンパス

二　変更後の試験場所
千葉市稲毛区轟町三丁目五九番五号　千葉経済大学

特定調達公告

（この特定調達公告に掲載される入札公告等は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。）

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和７年６月２０日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

１　入札に付する事項
（１）購入等件名及び数量　指揮用車等（ワゴン型）　１５台
（２）調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
（３）履行期限　令和８年３月２５日
（４）履行場所　千葉県知事が指定する場所
（５）入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額（課税事業者は消費税及び地方消費税を含んだ金額、免税事業者は課税事業者と同一の間尺で比較できるように用いる計算上算出された金額）を入札書に記載すること。
（６）電子入札の利用　この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

２　入札に参加する者に必要な資格
（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
（２）物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、物品においてＡの等級に格付けされている者であること。
（３）この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
（４）この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和５７年１２月１日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
（５）電子入札システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

３　入札書の提出場所等
（１）入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先　〒２６０－８６６８　千葉市中央区長洲一丁目９番１号　千葉県警察本部総務部会計課調度契約第三係　電話０４３（２０１）０１１０
（２）電子入札システムのＵＲＬ　ちば電子調達システム　https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/
（３）入札説明書の交付期間　令和７年６月２０日から７月１８日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第１号）第１条に規定する県の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで
（４）入札書の提出期限
ア　電子入札システムによる場合の提出期限　令和７年７月３１日午後５時
イ　紙入札方式による場合の提出期限　令和７年７月３１日午後５時
（５）開札の日時及び場所　令和７年８月１日午前９時３０分　千葉県警察本部５階入札室
４　その他
（１）契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
（２）入札保証金及び契約保証金
ア　入札保証金　免除
イ　契約保証金　千葉県財務規則（昭和３９年千葉県規則第１３号の２。以下「財務規則」という。）第９９条の規定によるものとする。
（３）入札者に要求される事項　入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から（４）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
（４）入札参加資格の確認
ア　この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのＵＲＬに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。
（ア）提出期限　令和７年７月１８日午後５時
（イ）提出先　３（２）電子入札システムのＵＲＬに同じ。
イ　この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、３（１）に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。
（ア）提出期限　令和７年７月１８日午後５時
（イ）提出場所　３（１）に示す場所
（５）入札の無効　この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。
（６）契約書の作成の要否　要
（７）落札者の決定方法　この公告に示した物品を納入できると千葉県知事が判断した入札者であって、財務規則第１０９条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
（８）契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し　落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであっても、３年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。
（９）その他　詳細は、入札説明書による。
5　Summary
（１）Nature and quantity of the products to be purchased: Command Vehicle, etc. (Van Type) 15 units
（２）Time limit for tender: 5:00 p.m.,31 July,2025
（３）Contact point for the notice: Finance Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Police Headquarters,1-9-1 Nagazu, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8668 Japan TEL 043-201-0110

入札公告
次のとおり一般競争入札に付する。
令和７年６月２０日
千葉県知事　熊　谷　俊　人
１　入札に付する事項
（１）購入等件名及び数量　捜査用車（ワゴン型）　１５台
（２）調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
（３）履行期限　令和８年３月２５日
（４）履行場所　千葉県知事が指定する場所
（５）入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額（課税事業者は消費税及び地方消費税を含んだ金額、免税事業者は課税事業者と同一の間尺で比較できるように用いる計算上算出された金額）を入札書に記載すること。
（６）電子入札の利用　この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。
２　入札に参加する者に必要な資格

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
（２）物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、物品においてＡの等級に格付けされている者であること。
（３）この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
（４）この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和５７年１２月１日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
（５）電子入札システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
３　入札書の提出場所等
（１）入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先　〒２６０－８６６８　千葉市中央区長洲一丁目９番１号　千葉県警察本部総務部会計課調度契約第三係　電話０４３（２０１）０１１０
（２）電子入札システムのＵＲＬ　ちば電子調達システム　https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/
（３）入札説明書の交付期間　令和７年６月２０日から７月１８日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第１号）第１条に規定する県の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで
（４）入札書の提出期限
ア　電子入札システムによる場合の提出期限　令和７年７月３１日午後５時
イ　紙入札方式による場合の提出期限　令和７年７月３１日午後５時
（５）開札の日時及び場所　令和７年８月１日午前１０時　千葉県警察本部５階入札室
４　その他
（１）契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
（２）入札保証金及び契約保証金
ア　入札保証金　免除
イ　契約保証金　千葉県財務規則（昭和３９年千葉県規則第１３号の２。以下「財務規則」という。）第９９条の規定によるものとする。
（３）入札者に要求される事項　入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から（４）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
（４）入札参加資格の確認
ア　この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのＵＲＬに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。
（ア）提出期限　令和７年７月１８日午後５時
（イ）提出先　３（２）電子入札システムのＵＲＬに同じ。
イ　この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、３（１）に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。
（ア）提出期限　令和７年７月１８日午後５時
（イ）提出場所　３（１）に示す場所
（５）入札の無効　この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。
（６）契約書の作成の要否　要
（７）落札者の決定方法　この公告に示した物品を納入できると千葉県知事が判断した入札者であって、財務規則第１０９条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
（８）契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し　落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであっても、３年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。
（９）その他　詳細は、入札説明書による。
5　Summary
（1）Nature and quantity of the products to be purchased: Investigation Vehicle (Van Type) 15 units
（2）Time limit for tender: 5:00 p.m.,31 July,2025
（3）Contact point for the notice: Finance Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Police Headquarters,1-9-1 Nagazu, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8668 Japan TEL 043-201-0110

購読料　本号　一部　二四円

発行者　千葉市中央区市場町一番一号　千葉県

購読申込先　〇四三（二二三）二六五八